



企業法務セミナー

## 事後求償権と事前求償権

**渡辺 健寿** (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所  
弁護士



### 質問

当社はA社がB銀行から借り入れする際にA社から委託を受けて保証人となりました。その後A社は資金繰りに窮しB銀行に対する弁済が滞っています。当社はA社の残債務について保証人としてB銀行に弁済することになると思いますが、当社はA社に対しどのような請求をすることができるのでしょうか。

### 1 保証人の求償権

保証人は主債務者に代わって債権者に対し債務を弁済したときは、主債務者のために肩代わりしたお金について主債務者に対しその償還を求めることができ、このような償還請求のことを求償といいます。

主債務者から委託を受けて保証人となった場合は、主たる債務を消滅させた弁済額とその弁済があった日以後の法定利息および避けることができなかった費用その他の損害の賠償について求償することができますとされています（民法459条2項、442条2項）。

主債務者の委託を受けないで保証人となった者が弁済したときは、主債務者がその当時利益を受けた限度において求償することができます（同法462条1項）。したがって、利息や損害賠償の請求をすることはできません。

主債務者の意思に反して保証人となった者が弁済したときは、求償の時点で主債務者が現に利益

を受けている限度においてのみ求償することができます（同法462条2項）。この場合、主債務者が保証人からの求償される以前に相殺の原因を有していたときは、保証人は主債務者から求償権を相殺されることとなりますが、保証人は債権者に対しその相殺によって消滅すべきであった債権者の主債務者に対する債務の履行を請求することができます。

以上のいずれの場合でも、主債務者と保証人のそれぞれが債権者に弁済してしまったり、主債務者に抗弁権があるのに保証人が弁済してしまったりといった不都合を回避するため、保証人は弁済をする前後に主債務者に対して弁済を通知する義務を負っており、この通知を怠ると保証人の求償権が制限されることがあります（同法463条1項、443条）。

### 2 事後求償権と事前求償権

求償権は、保証人が主たる債務を弁済するなど

して債権者に対する債務を消滅させたときに発生するのが原則ですが（事後求償権といいます。同法459条1項）、一定の要件をみたすことで債務を弁済する前であっても保証人から主債務者に対し求償権を行使することができます。このような特殊な求償権を事前求償権といいます。

事前求償権を行使するには、まず、保証人が主債務者から委託を受けた保証人であることを要します。そして、①主債務者が破産手続開始決定を受けたのに債権者が破産した主債務者の財産から配当を受ける手続に加入しないとき（同法460条1号）、②債務が弁済期にあるとき（ただし、保証契約の後に債権者が主債務者に期限を猶予しても、保証人はこれに関係なく最初の弁済期を標準としてあらかじめ求償できます。同法460条2号）、③債務の弁済期が不確定で、かつ、その最長期をも確定することができない場合に保証契約の後10年を経過したとき（同法460条3号）、④保証人が過失なくして債権者に弁済すべき裁判の言い渡しを受けたとき（同法459条1項）のいずれかの場合に事前求償権を行使することができます。

主債務者からすれば、事前求償に応じても保証人が確実に債権者に弁済してくれるかは不明であることから、主債務者は保証人に担保の提供を求めたり、自分を免責させるよう請求することができます（同法461条1項）、保証人が事前求償をしてきた場合に無条件に応じなければならないわけではありません。償還すべき金額を供託し、担保を提供し、又は保証人を免責させることで、あらかじめ事前求償を拒絶することもできます（同法461条2項）。

事前求償権は事後求償権と同一の経済的給付を目的とし、事後求償権の不履行による不利益から保証人を保護するため、事後求償権の履行をあらかじめ保全するものとして認められるものであると解されます。そのため、保証人が主債務者から担保の設定を受けている場合には、事前求償によって保証人を保護する必要がないため事前求償権は認められないとされています。

### 3 弁済による代位

求償権と類似する制度として弁済による代位があります。

これは、保証人が債務を弁済し消滅させたとしても、それは終局的には債務者の出捐によるものではないので、債務者との関係で債権者の一切の権利、すなわち債権者の債務者に対する履行請求権、損害賠償請求権、債権保全のための債権者代位権や債権者取消権、債権の担保としての物的担保・人的担保などについて保証人が求償権の範囲で行使できるというものです（同法499条以下）。

保証人が弁済による代位の利益を受ける場合であっても、保証人が債務者に対して有する求償権には何ら影響がないので、保証人は債権者に代位して権利を行使することも、自らの求償権を行使することも自由に選択できますが、いずれか一方について給付を受ければもう一方の権利は行使できなくなり、二重に弁済を受けることができるわけでないことは言うまでもありません。

### 4 本件の場合

A社の弁済が滞ったことでA社は期限の利益を喪失し、残債全額について弁済期にあるものと考えられます。当社は、A社から委託を受けてA社のB銀行に対する借入金債務の保証人となっているので、A社に対し事前求償権を行使することができます。事前求償の時点において当社が保証債務の履行としてB銀行に対し負担すべき範囲、すなわち残債務元本、すでに発生した利息、遅延損害金、免責のために避けることができないことが確定した費用、その他の損害の賠償についてあらかじめ求償することができます。

また、当社が事前求償権を行使せずにB銀行に保証弁済した場合には、A社に対する事後求償権を行使できるほか、B銀行に代位してB銀行がA社に対し有していた貸金返還請求権、損害賠償請求権、債権保全のための債権者代位権や債権者取消権、物的担保・人的担保などを求償権の範囲で行使できることとなります。